



茨城県報

第 1 4 7 4 号

平成15年 6 月12日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

(公 安 委 員 会)

- 暴走族相談員規則..... 2

告 示

- 青少年に有益な興行の推奨 (2 件) (女性青少年課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定 (4 件) (高齢福祉課) 6
- 指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課) 7
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) 7
- 指定居宅介護支援事業者の変更 (高齢福祉課) 7
- 大規模小売店舗の変更の届出 (4 件) (商業流通課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (4 件) (商業流通課) 12
- 平成16年度普通課程及び短期課程の普通職業訓練に係る訓練課, 訓練生の定員及び訓練期間
(職業能力開発課) 29
- 定款変更の認可 (農村計画課) 30
- 換地計画の決定 (農地整備課) 30
- 道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) 31
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市整備課) 32
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) 32
- 土地改良事業に対する同意 (2 件) (土地改良事務所) 33
- 土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) 33

(選 挙 管 理 委 員 会)

- 選挙管理委員会第 6 回定例会の招集..... 34
- 直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数..... 34
- 政治団体の設立届出..... 36
- 政治団体の届出事項の異動届出..... 37
- 政治団体の解散届出..... 38
- 資金管理団体の指定の取消しの届出..... 38

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) 38
- 平成16年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考 (職業能力開発課) 39

●家畜伝染病の発生及び転帰の報告（畜産課）	40
●開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）	41
●道路の位置の指定（建築指導課）	41
●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞（水産事務所）	41
正 誤	
●平成15年 3 月31日付け茨城県報号外第58号中	42

規 則

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会規則第 7 号

暴走族相談員規則を次のように定める。

平成15年 6 月12日

茨城県公安委員会委員長 中 川 清

暴走族相談員規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、茨城県暴走族等による暴走行為の防止に関する条例（平成15年茨城県条例第52号。以下「条例」という。）第 9 条第 3 項の規定に基づき、暴走族相談員に関し必要な事項を定めるものとする。

（心構え）

第 2 条 暴走族相談員は、常に、人格識見の向上と業務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（委嘱）

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定による委嘱は、警察署の管轄区域ごとに行うものとする。

（任期）

第 4 条 暴走族相談員の任期は、2 年とする。

2 暴走族相談員は、再任されることができる。

（活動区域）

第 5 条 暴走族相談員は、公安委員会から指定された警察署の管轄区域内においてその業務を行うものとする。ただし、特に必要がある場合においては、その区域外においても、業務を行うことができる。

（業務遂行上の注意）

第 6 条 暴走族相談員は、その業務を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。

（身分証明書）

第 7 条 暴走族相談員は、その業務を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

（講習及び指導）

第 8 条 公安委員会は、条例第 9 条第 1 項の規定による委嘱をしたときは、当該暴走族相談員に対し、その業務に関し必要な知識及び技術について講習を行うものとする。

2 暴走族相談員は、その業務に関して、公安委員会の指導を受けるものとする。

(解嘱)

第 9 条 公安委員会は、暴走族相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 条例第 9 条第 1 項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- (2) 業務上の義務に違反し、又はその業務を怠ったとき。
- (3) 暴走族相談員としてふさわしくない非行のあったとき。

附 則

この規則は、平成15年 7 月 1 日から施行する。

別記様式 (第 6 条関係)

(表)

第	号	暴走族相談員証	
写 真	活動区域		
	氏名	(年 月 日生)	
平成 年 月 日		茨城県公安委員会 印	

(裏)

暴走族相談員規則 (抜粋)

第 7 条 暴走族相談員は、その業務を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 略

備考 1 文字は黒色、地色は白色とする。

2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

告 示

茨城県告示第935号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 推 奨 番 号	3
2 種 類	映画
3 題 名	もも子、かえるの歌がきこえるよ。
4 製 作	映画「もも子」製作委員会
5 配 給 会 社	(有)茨城映画センター
6 推 奨 年 月 日	平成15年 6 月 4 日
7 推 奨 理 由	この映画は養護学校の教師が、自らの教師体験をもとに書いた原作をアニメ映画化した作品である。 双子の兄と障害をもち養護学校に通う妹、そして彼らを取りまく人々の心の成長を通して、家族愛や健常者と障害者の共生の問題、生きる喜びと悲しみを感動的に描いている。 様々な人との関わりを通して力強く生きていく彼らの姿は、情操を高め、豊かな人間性を育むものとして青少年の健全育成に有益である。

茨城県告示第936号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 推 奨 番 号	4
2 種 類	映画
3 題 名	風の舞～闇を拓く光の詩～
4 製 作	東京シネ・ビデオ株式会社
5 配 給 会 社	映画「風の舞」全国上映実行委員会
6 推 奨 年 月 日	平成15年 6 月 4 日
7 推 奨 理 由	この映画は、13歳でハンセン病を発病し、国立療養所に隔離された詩人・塔和子さんの作品と生活を記録した作品である。 厳しい現実を凝視しながら、生きることの喜びを詩に託し、人間存在の根源、尊厳に触れる彼女の作品は、読む人に強い感動を与える。 この作品を通してハンセン病についての理解を深め、その歴史的背景や人権について学ぶことは、社会に生きる一員として大切なことであり、青少年の健全育成に有益である。

茨城県告示第937号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社コムスン	株式会社コムスン水海道千姫ケアセンター	水海道市橋本町3127 - 1	訪問介護	平成15年 6 月 1 日
株式会社コムスン	株式会社コムスン友部うぐいすケアセンター	西茨城郡友部町旭町350 - 8	訪問介護	平成15年 6 月 1 日

~~~~~

## 茨城県告示第938号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業者の名称   | 事業所の名称        | 事業所の所在地       | サービスの種類等 | 指 定<br>年月日       |
|------------|----------|---------------|---------------|----------|------------------|
| 0870200581 | 医療法人 永慈会 | ひたちの森訪問入浴サービス | 日立市小木津町1020番地 | 訪問入浴介護   | 平成15年<br>6 月 2 日 |

~~~~~

茨城県告示第938号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 アンビション	訪問介護 あゆみ	水戸市島田町3403番地 1	訪問介護	平成15年 6 月 2 日
有限会社 アンビション	グループホーム あすなろ	水戸市島田町3403番地 1	痴呆対応型 共同生活介護	平成15年 6 月 2 日

~~~~~

## 茨城県告示第940号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称       | 事業所の名称            | 事業所の所在地             | サービスの種類等 | 指 定<br>年月日       |
|--------------|-------------------|---------------------|----------|------------------|
| 株式会社 スズキ自販茨城 | 株式会社スズキ自販茨城美野里営業所 | 東茨城郡美野里町西郷地1173番地 2 | 福祉用具貸与   | 平成15年<br>6 月 4 日 |

## 茨城県告示第941号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業者の名称     | 事業所の名称   | 事業所の所在地          | サービスの種類 | 変更内容    | 変 更<br>年月日      |
|---------------|------------|----------|------------------|---------|---------|-----------------|
| 0871200069    | 社会福祉法人 西山苑 | 訪問介護 西山苑 | 常陸太田市木崎二町937番地 2 | 訪問介護    | 事業所の所在地 | 平成15年<br>5 月11日 |
| 0871200051    | 社会福祉法人 西山苑 | 通所介護 西山苑 | 常陸太田市木崎二町937番地 2 | 通所介護    | 事業所の所在地 | 平成15年<br>5 月11日 |

## 茨城県告示第942号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第81条の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称   | 事業所の名称              | 指定時の事業所の所在地     | サービスの種類等 | 指 定<br>年月日       |
|----------|---------------------|-----------------|----------|------------------|
| 株式会社コムスン | 株式会社コムスン水海道千姫ケアセンター | 水海道市橋本町3127 - 1 | 居宅介護支援   | 平成15年<br>6 月 1 日 |

## 茨城県告示第943号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業者の名称     | 事業所の名称          | 事業所の所在地          | サービスの種類 | 変更内容    | 変 更<br>年月日      |
|---------------|------------|-----------------|------------------|---------|---------|-----------------|
| 0871200028    | 社会福祉法人 西山苑 | 指定居宅介護支援事業所 西山苑 | 常陸太田市木崎二町937番地 2 | 居宅介護支援  | 事業所の所在地 | 平成15年<br>5 月11日 |

## 茨城県告示第944号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に

供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三樹商事株式会社

代表取締役 小 川 建 樹

(2) 住所

那珂郡東海村大字舟石川762番地の 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東海駅東ショッピングタウン

那珂郡東海村舟石川長堀15街区 1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時)

閉店時刻 午後11時 (一部午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 0 時, 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時)

閉店時刻 午後12時 (一部午後11時, 午後 9 時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 9 時)

(変更後) 24時間, 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 9 時)

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時 ~ 午後 9 時

(変更後) 午前 4 時 ~ 午後12時

(3) 変更する年月日

平成15年 8 月21日

(4) 変更する理由

来客の買い物の利便性をより向上し、地域の生活に貢献するため。

3 届出年月日

平成15年 5 月26日

茨城県告示第945号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に

供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 日立ライフサービス株式会社

代表取締役 石 井 信 勝

日立市城南町 3 - 4 - 1

(2) 株式会社ケーヨー

代表取締役社長 林 武 夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台 1 - 28 - 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立ライフサービス株式会社青葉店

ひたちなか市青葉 3 番12号

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時～午後 8 時

(変更後) 午前 9 時 (一部午前10時) ～午前 0 時 (一部午後 8 時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 8 時30分

(変更後) 午前 8 時30分 (一部午前 9 時30分) ～午前 0 時30分 (一部午後 8 時30分)

(3) 変更する年月日

平成15年 6 月 2 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                      | 代表者氏名   |
|---------------|--------------------------|---------|
| 日立ライフサービス株式会社 | 日立市城南町 3 - 4 - 1         | 石 井 信 勝 |
| 株式会社ケーヨー      | 千葉県千葉市若葉区みつわ台 1 - 28 - 1 | 林 武 夫   |

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,594m<sup>2</sup>

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 187台

(イ) 駐輪場の収容台数 40台

(ウ) 荷さばき施設の面積 94m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 84 m<sup>3</sup>

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

## 5 箇所

- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 7 時～午後 7 時

## 3 届出年月日

平成15年 5 月26日

~~~~~

茨城県告示第946号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤオコー

代表取締役 川 野 幸 夫

- (2) 住所

埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー牛久店

牛久市田宮 3 丁目 1 番地 1 外

- (2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,874㎡

(変更後) 1,784㎡

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時～午後 9 時

(変更後) 午前 9 時～午後10時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時40分～午後 9 時20分

(変更後) 午前 8 時40分～午後10時20分

- (3) 変更する年月日

平成15年 6 月 1 日

- (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤオコー	埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5	川 野 幸 夫

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 106台
- (イ) 駐輪場の収容台数 108台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 257m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 34 m³

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
6 箇所
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 1 時30分 ~ 午後 3 時20分

3 届出年月日

平成15年 5 月29日

茨城県告示第947号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名
三井リース事業株式会社
代表取締役 宮 崎 幹 士
- (2) 住所
東京都中央区八丁堀二丁目10番 9 号

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤオコー利根店
北相馬郡利根町四季の丘 1 丁目16の 1 外
- (2) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時～午後 9 時

(変更後) 午前 9 時～午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時40分～午後 9 時20分

(変更後) 午前 8 時40分～午後10時20分

(3) 変更する年月日

平成15年 6 月 1 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤオコー	埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5	川 野 幸 夫

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,300m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 137台

(イ) 駐輪場の収容台数 62台

(ウ) 荷さばき施設の面積 782m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 38m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 1 時40分～午後10時30分

3 届出年月日

平成15年 5 月29日

~~~~~

茨城県告示第948号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ田尻店

日立市田尻町 3 丁目903番地 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 1 項)

平成15年 4 月14日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所            | 代表者氏名   |
|------------------|----------------|---------|
| 株式会社ワンダーコーポレーション | つくば市西大橋599番地 1 | 小 林 哲 美 |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                      | 代表者氏名   |
|-------------|--------------------------|---------|
| 株式会社マツモトキヨシ | 千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1        | 松 本 南海雄 |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条町大字吉行字向 1 番地の60 | 福 田 伸 二 |

ウ 届出年月日

平成15年 3 月28日

2 市町村の意見

特になし

~~~~~

茨城県告示第949号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら潮来店

潮来市延方字稲井川甲290 - 3 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年 3 月27日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市宮原町 2 丁目19番 4 号	藤 原 秀次郎

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年11月13日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,332m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 63台
 (イ) 駐輪場の収容台数 24台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 81m²
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 40m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前10時
 (閉店時刻) 午後 8 時
 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前 9 時30分～午後 8 時15分
 (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 2 箇所
 (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前12時～午前 6 時

キ 届出年月日

平成15年 3 月12日

2 市町村の意見

特になし

~~~~~

## 茨城県告示第950号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら阿見店  
 稲敷郡阿見町岡崎区画整理地25街区 9 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成15年 1 月23日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                     | 代表者氏名   |
|-------------|-------------------------|---------|
| 株式会社しまむら    | 埼玉県さいたま市宮原町 2 丁目19番 4 号 | 藤 原 秀次郎 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年 8 月28日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,313m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 56台

(イ) 駐輪場の収容台数 46台

(ウ) 荷さばき施設の面積 77m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 54 m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 8 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分～午後 8 時15分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時30分～午後 9 時

キ 届出年月日

平成14年12月27日

2 市町村の意見

特になし

~~~~~

茨城県告示第951号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工 労政課（日立市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工分室）において縦覧に供する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 スーパーカドヤ田彦西店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤ田彦西店

ひたちなか市田彦1003— 1 外

(2) 届出の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成14年11月21日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社スーパーカドヤ	東茨城郡美野里町羽鳥2737	岡 崎 光 男

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年 7 月 1 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,593m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 185台

(イ) 駐輪場の収容台数 69台

(ウ) 荷さばき施設の面積 195m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 21m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～午前 0 時15分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 7 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成14年10月30日

2 意見の概要

意見なし

第 2 ワンダーグー鹿島店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー鹿島店

鹿島郡神栖町大字鰐川字鰐川 1—43 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成14年12月 2 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社スワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599— 1	小 林 哲 美

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年 7 月14日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,626m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 70台

(イ) 駐輪場の収容台数 20台

(ウ) 荷さばき施設の面積 22m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 12m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午前 0 時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前10時 ~ 午後 6 時

キ 届出年月日

平成14年11月13日

2 意見の概要

意見なし

第3 ファッションセンターしまむら神栖店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら神栖店

鹿島郡神栖町大字平泉字関下 1 —77 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成14年11月25日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市宮原町 2 丁目19番 4 号	藤 原 秀次郎

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年 7 月 9 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,319m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 55台
 (イ) 駐輪場の収容台数 8 台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 79m²
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 45 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前10時
 (閉店時刻) 午後 8 時
 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前 9 時30分～午後 8 時15分
 (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 3 箇所
 (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 9 時30分～午後 9 時

キ 届出年月日

平成14年11月 8 日

2 意見の概要

意見なし

第 4 (仮称) カスミ新下館店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カスミ新下館店

下館市大字二木成字西の内1276番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成14年12月 5 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 濱 裕 正

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年 7 月17日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,483m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 213台

(イ) 駐輪場の収容台数 90台

(ウ) 荷さばき施設の面積 50m^2

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 18m^3

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

8 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 3 時 ~ 午前 0 時

キ 届出年月日

平成14年11月15日

2 意見の概要

第 2 駐車場南側及び第 3 駐車場の午後 9 時以降の自動車走行騒音について、隣接する住居との境界への遮音壁の設置や、駐車区画の利用制限など、適切な対応策を講ずること。

第 5 カスミ日立大沼店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ日立大沼店

日立市東大沼町 3 丁目1859番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年12月 5 日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) $2,505\text{m}^2$

(変更後) $1,890\text{m}^2$

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 137台

(変更後) 収容台数 156台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 10台

(変更後) 収容台数 43台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 7 時30分

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時

(変更後) 午前 8 時30分～午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 3 箇所

(変更後) 4 箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時

(変更後) 午前 3 時～午前 0 時

ウ 届出年月日

平成14年11月15日

2 意見の概要

出入口 E—2 から駐車場 2 (屋上駐車場)に通じるスロープ部分における午後 9 時以降の来客車両走行騒音の軽減・防止については、駐車場 2 及び出入口 E—2 を午後 9 時以降は利用制限し、かつ、騒音対策を講じた上で駐車場 1 (平面駐車場) 及び駐車場 4 (平面駐車場) を午後 9 時以降についても利用することなど、適切な対応策を講ずること。

第 6 株式会社カワチ薬品つくば桜店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品つくば桜店

つくば市桜 1 丁目14— 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年10月21日

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,000m²

(変更後) 2,588m²

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 午後10時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 午前 8 時45分～午後10時15分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時

(変更後) 午前 7 時～午後 9 時

エ 届出年月日

平成14年10月 3 日

2 意見の概要

意見なし

第 7 カスミ波崎店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ波崎店

鹿島郡波崎町大字本郷新田8473番地 3 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成14年12月19日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,823m²

(変更後) 3,082m²

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 105m²

(変更後) 面積 83m²

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 57m³

(変更後) 容量 97m³

ウ 届出年月日

平成14年11月15日

2 意見の概要

意見なし

第 8 ネバフードマーケットトライアル牛久店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ネバフードマーケットトライアル牛久店

牛久市南 1—18—27 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年12月 5 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 24時間営業

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午前 0 時 (一部午後10時)

(変更後) 24時間 (一部午前 6 時～午前 0 時, 午前 6 時～午後 9 時)

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 7 時～午後10時

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成14年11月20日

2 意見の概要

意見なし

第9 増岡ショッピングプラザ

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

増岡ショッピングプラザ

牛久市栄町 3 丁目136— 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成14年12月 5 日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～午後10時15分 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 3 時～午後 4 時

(変更後) 午前 3 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成14年11月20日

2 意見の概要

意見なし

第10 ヒマラヤ竜ヶ崎ニュータウン店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒマラヤ竜ヶ崎ニュータウン店

龍ヶ崎市中根台 2 丁目 1 番10号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成14年12月 5 日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 7 時

(変更後) 午後 9 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 7 時

(変更後) 午前 9 時30分～午後 9 時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所

(変更後) 5 箇所

ウ 届出年月日

平成14年11月15日

2 意見の概要

意見なし

第11 カスミ佐貫店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ佐貫店

龍ヶ崎市若柴町片初瀬3184番地 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年12月 5 日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分 ~ 午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成14年11月20日

2 意見の概要

意見なし

第12 エコス中根店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス中根店

ひたちなか市東部第一土地区画整理事業施工地区内28街区符号 6 番

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年12月16日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分 ~ 午後 9 時15分

(変更後) 午前 7 時45分 ~ 午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成14年11月29日

2 意見の概要

意見なし

第13 常総ショッピングセンター

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常総ショッピングセンター

取手市大字戸頭字大明神1118番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年10月31日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時 (一部午後 9 時)

(変更後) 午後11時 (一部午後 9 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分) ~ 午後10時30分

(変更後) 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成14年10月11日

2 意見の概要

意見なし

第14 土浦駅ビル ウイング

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

土浦駅ビル ウイング

土浦市有明町 1 番30号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年11月28日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 ~ 午後 9 時

(変更後) 午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分

ウ 届出年月日

平成14年10月18日

2 意見の概要

意見なし

第15 クレオ

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻 1 丁目1311番地 5 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年12月 5 日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (年間60日は午前 9 時), 午前10時 (年間10日は午前 9 時)

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時), 午前10時 (年間10日は午前 9 時)

閉店時刻 午前 0 時 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成14年11月19日

2 意見の概要

意見なし

第16 カスミ谷田部店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ谷田部店

つくば市谷田部字陣屋下2922

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年11月14日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成14年10月31日

2 意見の概要

意見なし

第17 カスミ石岡東店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ石岡東店

石岡市東石岡 4 丁目3964番地 8

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年11月14日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成14年10月31日

2 意見の概要

意見なし

第18 カスミ三和店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ三和店

猿島郡三和町諸川498— 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年10月31日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時 (一部午後 8 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 (一部午前10時)

閉店時刻 午前 0 時 (一部午後 8 時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成14年10月16日

2 意見の概要

意見なし

第19 カスミ阿見ショッピングプラザ店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ阿見ショッピングプラザ店

稲敷郡阿見町大字阿見字下田3987

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成14年11月14日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～午後10時15分 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 2 時～午後 6 時

(変更後) 午前 2 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成14年10月31日

2 意見の概要

意見なし

第20 ニュー鹿島ショッピングタウン

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニュー鹿島ショッピングタウン

鹿嶋市宮中290— 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年12月16日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (一部, 年間80日は午前 9 時)

閉店時刻 午後 9 時 (一部午後 8 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時), 午前10時

閉店時刻 午後11時 (一部午後 8 時, 午後 9 時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 (一部, 年間80日は午前 8 時30分) ~ 午後 9 時30分 (一部午後 8 時30分)

(変更後) 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分, 一部午前 9 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 8 時30分, 午後 9 時30分)

ウ 届出年月日

平成14年11月28日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第952号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条の規定により、平成16年度の茨城県立産業技術専門学院普通課程（専門コース1年訓練・2年訓練）及び短期課程（一般コース1年訓練）の普通職業訓練に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間を次のように定める。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

[illegible]

	計	50						20		
茨 城 県 立 土 浦 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 技 術 科				20	20	2 年	4 月		
	コンピュータ 制 御 科				20	20	2 年	4 月		
	自 動 車 整 備 科				20	20	2 年	4 月		
	情 報 技 術 科				20	20	2 年	4 月		
	計				80	80				
茨 城 県 立 下 館 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 シ ス テ ム 科				20	20	2 年	4 月		
	電 気 工 事 科	20	1 年	4 月						
	溶 接 科								20	1 年 4 月
	計	20			20	20			20	
茨 城 県 立 三 和 産 業 技 術 専 門 学 院	自 動 車 整 備 課				20	20	2 年	4 月		
	板 金 科								20	1 年 4 月
	計				20	20			20	
合 計		170			170	170			60	

茨城県告示第953号

平成15年 5 月19日付けで，本新土地改良区から申請があった定款変更を，土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成15年 6 月 5 日認可した。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第954号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業木田川地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
- 平成15年 6 月13日から
- 平成15年 7 月10日まで

3 縦覧の場所

下妻市役所

茨城県告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 6 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 結城岩井線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城市大字結城字立町531番11地先から 結城市大字結城字立町559番 2 地先まで	旧	メートル 最大 8.0 最小 7.0	メートル 114	
	新	最大 15.0 最小 10.0	114	現 道 拡 幅

茨城県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 6 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 石岡下館線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字下谷貝字大門 2297番 2 地先から 真壁郡真壁町大字細芝字上原 413番 4 地先まで	旧	メートル 最大 12.0 最小 8.0	メートル 239	
	新	最大 55.0 最小 10.0	239	現 道 拡 幅

茨城県告示第957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 6 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 下館つくば線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字松原字新堀 1245番 3 地先から 真壁郡明野町大字松原字城ノ内 324番地先まで	旧	メートル 最大 29.0	メートル 300	
		最小 7.0		
	新	最大 38.0	300	現 道 拡 幅
		最小 9.0		

茨城県告示第958号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第 1 項の規定に基づく水海道市亀岡土地区画整理組合の設立認可については、次のとおり認可したので同法第21条第 3 項の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組 合 の 名 称 水海道市亀岡土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 自 平成15年 6 月12日
至 平成18年 3 月31日
- 3 施 行 地 区 水海道市亀岡町字亀岡の一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 水海道市諏訪町3222番地 3 水海道市役所都市整備課内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 平成15年 6 月12日
- 6 事 業 年 度 初年度は設立認可の日から 3 月31日まで
次年度は 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 7 公 告 の 方 法 水海道市の指定掲示場に掲示

茨城県告示第959号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定に基づき、ひたちなか市津田北部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	天 海 忠 弘	ひたちなか市大字津田2911番地
"	大 山 昌 弘	" 東石川 2 丁目 6 番21号
"	大 津 武 昭	" 大字津田1892番地の94
"	大 津 達 也	" 大字津田1665番地
"	浜 田 実	" 大字後台460番地313
"	山 口 忍	" 大字津田1900番地

茨城県告示第960号

平成14年12月27日付け玉発第3027号で玉造町長から協議のあった手賀北部地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成15年5月26日同意した。

平成15年 6 月12日

茨城県銚田土地改良事務所長 萩 島 利 孝

茨城県告示第961号

平成15年 1 月23日付け建第32号で北浦町長から協議のあった武蔵野地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成15年5月26日同意した。

平成15年 6 月12日

茨城県銚田土地改良事務所長 萩 島 利 孝

茨城県告示第962号

つくば市に事務所を置くつくば市中根土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 6 月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	平 島 恆 雄	つくば市中根533番地 4
〃	室 町 節 子	〃 〃 431番地 1
〃	本 橋 昭	〃 〃 438番地 3
〃	平 島 芳 光	〃 〃 451番地
〃	上 方 孝 一	〃 〃 306番地 2
〃	飯 島 敏 夫	〃 栄251番地
〃	飯 島 きぬ子	〃 〃 335番地
〃	飯 島 浩	〃 〃 263番地 4
〃	酒 井 一 三	〃 上境426番地
〃	酒 井 純	〃 〃 431番地 2
〃	木 村 佐恵子	〃 横町110番地
監 事	本 橋 喜 一	〃 中根442番地
〃	平 島 光 治	〃 〃 450番地
〃	酒 井 正	〃 松塚1017番地
〃	久保田 直 好	〃 〃 475番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	本 橋 優	つくば市中根448番地
〃	室 町 英 治	〃 〃 432番地
〃	本 橋 恒 治	〃 〃 453番地
〃	平 嶋 清	〃 〃 523番地 2
〃	飯 島 眞	〃 栄254番地
〃	室 町 俊 雄	〃 中根1490番地
〃	酒 井 康 史	〃 上境382番地
〃	酒 井 文 宣	〃 〃 719番地
〃	飯 島 昭 男	〃 栄236番地
〃	塚 田 喜 三	〃 〃 270番地 1
〃	岩 瀬 宣 明	〃 横町114番地 1
監 事	室 町 勲	〃 中根429番地
〃	久保田 直 好	〃 松塚475番地
〃	酒 井 進	〃 中根245番地 2
〃	本 橋 久 夫	〃 〃 550番地 1

~~~~~  
( 選 挙 管 理 委 員 会 )

## 茨城県選挙管理委員会告示第72号

平成15年第 6 回定例会を次のとおり招集する。

平成15年 6 月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

## 1 日 時

平成15年 6 月18日 (水)

午前10時30分

## 2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

## 3 議 題

- (1) 第 8 回定例会の日程について
- (2) 市町村選挙の結果について
- (3) 政治団体の設立届出等の状況について
- (4) その他

## 茨城県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成15年 6 月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

- 1 地方自治法第74条第 1 項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

47,752人

- 2 地方自治法第75条第 1 項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

47,752人

- 3 地方自治法第76条第 1 項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)

464,599人

- 4 地方自治法第80条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)

|                |         |
|----------------|---------|
| 水 戸 市 選挙区      | 65,760人 |
| 日 立 市 選挙区      | 55,310人 |
| 土 浦 市 選挙区      | 35,979人 |
| 古 河 市 選挙区      | 15,948人 |
| 石 岡 市 選挙区      | 14,189人 |
| 下 館 市 選挙区      | 17,323人 |
| 結 城 市 選挙区      | 14,229人 |
| 竜ヶ崎 市 選挙区      | 20,096人 |
| 下 妻 市 選挙区      | 9,539人  |
| 水 海 道 市 選挙区    | 11,099人 |
| 常 陸 太 田 市 選挙区  | 10,733人 |
| 高 萩 市 選挙区      | 9,233人  |
| 北 茨 城 市 選挙区    | 13,779人 |
| 笠 間 市 選挙区      | 8,119人  |
| 取 手 市 選挙区      | 22,418人 |
| 岩 井 市 選挙区      | 11,535人 |
| 牛 久 市 選挙区      | 20,281人 |
| つ く ば 市 選挙区    | 48,797人 |
| ひ たち な か 市 選挙区 | 40,181人 |
| 鹿 嶋 市 選挙区      | 16,786人 |
| 守 谷 市 選挙区      | 13,258人 |
| 東茨城郡南部 選挙区     | 30,837人 |
| 東茨城郡北部 選挙区     | 7,469人  |
| 西 茨 城 郡 選挙区    | 19,764人 |
| 那 珂 郡 選挙区      | 36,366人 |

|             |         |
|-------------|---------|
| 久 慈 郡 選挙区   | 12,656人 |
| 鹿 島 郡 選挙区   | 36,949人 |
| 行 方 郡 選挙区   | 19,528人 |
| 稲 敷 郡 選挙区   | 33,955人 |
| 新 治 郡 選挙区   | 25,207人 |
| 筑 波 郡 選挙区   | 11,105人 |
| 真 壁 郡 選挙区   | 21,027人 |
| 結 城 郡 選挙区   | 15,269人 |
| 猿 島 郡 選挙区   | 36,723人 |
| 北 相 馬 郡 選挙区 | 14,425人 |

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

464,599人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、出納長、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

464,599人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

464,599人

~~~~~

茨城県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
柴田ゆきひろ後援会	金 川 順	照 沼 幸 昭	北茨城市磯原町磯原1丁目100番地	15. 5. 1
はしもと正裕後援会	鈴 木 勝 義	柿 沼 紀一郎	猿島郡境町960 - 6	15. 5. 6
染谷礼子後援会	染 谷 礼 子	染 谷 清	筑波郡伊奈町谷井田2148 - 6	15. 5. 8
出沼丈夫後援会	海 東 市 雄	大 金 幸 子	鹿島郡鉾田町大字鉾田1652	15. 5. 20
田山文雄後援会	田 山 文 雄	田 山 文 雄	猿島郡境町若林2452 - 7	15. 5. 20
石松としお後援会	中 根 洋 治	小 沼 可 雄	西茨城郡友部町旭町435 - 19	15. 5. 21
豊田むつみ後援会	酒 井 正 夫	飛 田 武	北茨城市関本町富士ヶ丘481	15. 5. 22
菊池ひろしと未来を語る会	菊 池 博	菊 池 千 晶	結城郡千代川村鎌庭132 - 3	15. 5. 23
こうのす早苗後援会	高 田 信 也	鴻 巣 正 弥	筑波郡伊奈町南太田738	15. 5. 29

~~~~~

## 茨城県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

|   | 政治団体の名称             | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名  | 主たる事務所の所在地                       | 届出年月日      |
|---|---------------------|---------|-----------|----------------------------------|------------|
| 新 | さわやか江戸崎町            | 根本 正 通  | 秋 本 英 雄   |                                  | 15. 5 . 2  |
| 旧 |                     | 福 山 忠 平 | 吉 原 昇     |                                  |            |
| 新 | 自民党緒川支部             | 平 塚 芳 信 | 三 村 隆 男   | 那珂郡緒川村上小瀬2065                    | 15. 5 . 6  |
| 旧 |                     | 栗 田 光 男 | 本 橋 昭 栄   | 那珂郡緒川村上小瀬1986                    |            |
| 新 | 政治結社稲皇塾             |         | 岩 間 初 江   |                                  | 15. 5 . 6  |
| 旧 |                     |         | 鈴 木 博 雄   |                                  |            |
| 新 | 21. 取手未来を考える会       |         | 笠 原 巖     |                                  | 15. 5 . 6  |
| 旧 |                     |         | 長 塚 綾 子   |                                  |            |
| 新 | 茨城県大島よしひさ後援会        | 竹 内 昌 司 | 比 企 利 枝 子 |                                  | 15. 5 . 7  |
| 旧 |                     | 植 竹 旭   | 小 森 浩 二   |                                  |            |
| 新 | 茨城県歯科医師連盟           | 竹 内 昌 司 | 比 企 利 枝 子 |                                  | 15. 5 . 7  |
| 旧 |                     | 植 竹 旭   | 小 森 浩 二   |                                  |            |
| 新 | 自民党歯科医師会支部          | 竹 内 昌 司 | 比 企 利 枝 子 |                                  | 15. 5 . 7  |
| 旧 |                     | 植 竹 旭   | 小 森 浩 二   |                                  |            |
| 新 | 中原爽後援会              | 竹 内 昌 司 | 比 企 利 枝 子 |                                  | 15. 5 . 7  |
| 旧 |                     | 植 竹 旭   | 小 森 浩 二   |                                  |            |
| 新 | 自由民主党大子町支部          |         |           | 久慈郡大子町大子825 - 1                  | 15. 5 . 8  |
| 旧 |                     |         |           | 久慈郡大子町大子1966                     |            |
| 新 | むらかみ邦男後援会           | 小 泉 浩   |           |                                  | 15. 5 . 8  |
| 旧 |                     | 長 嶋 宏   |           |                                  |            |
| 新 | 全日本不動産政治連盟<br>茨城県本部 | 福 力 清 史 |           | 土浦市大手町1番16号                      | 15. 5 . 9  |
| 旧 | 全日本不動産政治連盟<br>茨城県支部 | 須 田 洋 次 |           | 土浦市川口 1 丁目 3 番317号<br>モール505 3 F |            |
| 新 | 茨城県中小企業政治協議会        |         | 小 野 喜 昭   |                                  | 15. 5 . 19 |
| 旧 |                     |         | 横 田 修 平   |                                  |            |
| 新 | 小泉まり子と歩む会           | 畑 千 恵 子 |           |                                  | 15. 5 . 19 |
| 旧 |                     | 大 山 龍 一 |           |                                  |            |
| 新 | 自由民主党茨城県第三選挙区支部     |         | 金 沢 克 仁   |                                  | 15. 5 . 20 |
| 旧 |                     |         | 菊 地 貞 三   |                                  |            |
| 新 | 松本勝久後援会             | 鶴 賀 賢 二 |           |                                  | 15. 5 . 21 |
| 旧 |                     | 佐 藤 顕 男 |           |                                  |            |

~~~~~

茨城県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治結社稲皇塾	飛 田 稲 豊	岩 間 初 江	ひたちなか市津田3403	15. 5 . 6
佐藤進後援会	佐 藤 進	矢 吹 智 将	日立市日高町 2 - 13 - 10	15. 5 . 16
おぶきたけおを励ます会	小 吹 武 男	小 吹 信 一	石岡市東光台 4 - 14 - 11	15. 5 . 20
維新政党・新風茨城県本部	吉 田 喜代子	山 岸 光 枝	つくば市並木 3 丁目17 - 1 ロイヤルコーポヨコタ305号	15. 5 . 27
佐藤たき子後援会	能 登 百合子	三 角 信 子	北相馬郡利根町羽中564 - 9	15. 5 . 28
まだ間にあう会	能 登 百合子	三 角 信 子	北相馬郡利根町羽中564 - 9	15. 5 . 28

茨城県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年 6 月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐 藤 進	日立市議会議員	佐藤進後援会	日立市日高町 2 - 13 - 10	15. 5 . 16
小 吹 武 男	石岡市議会議員	おぶきたけおを励ます会	石岡市東光台 4 - 14 - 11	15. 5 . 20

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動法人促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成15年 7 月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年 5 月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福祉サポートセンター県西さわやか

(設立認証：平成12年 6 月12日，設立：平成12年 6 月14日)

3 代表者の氏名

高 崎 茂

4 主たる事務所の所在地

茨城県猿島郡境町1663番地

5 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神に基づいた「ふれあい社会づくり」をスローガンに、高齢者等を対象に、共に協力しあって創造的な福祉サービスを提供し、地域コミュニティづくりへと広がりを持ちつつ、生き甲斐のある福祉社会を形成していくことをもって、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

~~~~~

●平成16年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考

茨城県県立職業能力開発校訓練生（普通課程専門コース）の入学者選考試験について、次のとおり実施する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 訓練科，訓練生の定員及び訓練期間

| 校 名                            | コ ー ス<br>区 分 | 専 門 コ ー ス         |       |         |       |
|--------------------------------|--------------|-------------------|-------|---------|-------|
|                                |              | 訓 練 科 名           | 定 員   | 訓 練 期 間 | 訓練開始月 |
| 茨 城 県 立 水 戸 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 自 動 車 整 備 科       | 30 人  | 2 年     | 4 月   |
|                                |              | 情 報 技 術 科         | 20 人  | 2 年     | 4 月   |
|                                |              | 建 築 設 計 科         | 20 人  | 1 年     | 4 月   |
|                                |              | 住 宅 設 備 科         | 20 人  | 1 年     | 4 月   |
|                                |              | 測 量 ・ 設 計 科       | 20 人  | 1 年     | 4 月   |
|                                |              | 計                 | 110 人 |         |       |
| 茨 城 県 立 日 立 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 金 属 加 工 科         | 20 人  | 1 年     | 4 月   |
|                                |              | 電 気 工 事 科         | 20 人  | 1 年     | 4 月   |
|                                |              | 計                 | 40 人  |         |       |
| 茨 城 県 立 鹿 島 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 機 械 技 術 科         | 20 人  | 1 年     | 4 月   |
|                                |              | 電 気 工 事 科         | 20 人  | 1 年     | 4 月   |
|                                |              | 木 造 建 築 科         | 10 人  | 1 年     | 4 月   |
|                                |              | 計                 | 50 人  |         |       |
| 茨 城 県 立 土 浦 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 機 械 技 術 科         | 20 人  | 2 年     | 4 月   |
|                                |              | コ ン ピ ュ ー タ 制 御 科 | 20 人  | 2 年     | 4 月   |
|                                |              | 自 動 車 整 備 科       | 20 人  | 2 年     | 4 月   |
|                                |              | 情 報 技 術 科         | 20 人  | 2 年     | 4 月   |
|                                |              | 計                 | 80 人  |         |       |
| 茨 城 県 立 下 館 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 機 械 シ ス テ ム 科     | 20 人  | 2 年     | 4 月   |
|                                |              | 電 気 工 事 科         | 20 人  | 1 年     | 4 月   |
|                                |              | 計                 | 40 人  |         |       |

|                                |             |       |     |     |
|--------------------------------|-------------|-------|-----|-----|
| 茨 城 県 立 三 和 産 業<br>技 術 専 門 学 院 | 自 動 車 整 備 科 | 20 人  | 2 年 | 4 月 |
|                                | 計           | 20 人  |     |     |
| 合 計                            |             | 340 人 |     |     |

(注) 推薦入学者選考試験における推薦定員については、上記定員の50パーセントを上限として、各産業技術専門  
学院長が各訓練科ごとに別に定める。

## 2 受付及び選考の場所

入学を希望する各産業技術専門学院

## 3 選考の方法

### (1) 推薦入学者選考試験 (高等学校卒業見込み者)

| 項 目       | 内 容                                                                                                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応 募 資 格   | 次の条件のすべてに該当する者であって、高等学校長が推薦する者<br>1 平成16年 3 月に高等学校を卒業見込みの者<br>2 学院を進路志望先の第 1 位と考えている者<br>3 希望訓練科の目的を理解し、入学意志が強く、将来技術者として活躍を希望する者<br>4 人物が優れ、当該学院に入学後、学業等について、成果が期待できると認められる者 |
| 受 付 期 間   | 平成15年10月 1 日 (水) ~ 平成15年10月10日 (金)                                                                                                                                           |
| 選 考 日     | 平成15年10月17日 (金)                                                                                                                                                              |
| 合 格 発 表 日 | 平成15年10月24日 (金)                                                                                                                                                              |
| 選 考 内 容   | 高等学校長から提出された推薦書、調査書及び面接選考等 (国語 (現代文) 又は数学<br>のテストを含む。) の結果を総合的に判断して可否を決定する。                                                                                                  |
| 備 考       | 推薦入学で選考にもれた者は、新たに手続をして一般入学者選考試験に応募することがで<br>きる。                                                                                                                              |

### (2) 一般入学者選考試験 (高等学校卒業以上及び高等学校卒業見込み者)

| 項 目       | 内 容                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 応 募 資 格   | 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による高等学校を卒業した者 (平成16年 3 月卒業見込<br>みの者を含む。) 又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者 |
| 受 付 期 間   | 平成15年10月27日 (月) ~ 平成15年11月 7 日 (金)                                                   |
| 選 考 日     | 平成15年11月14日 (金)                                                                      |
| 合 格 発 表 日 | 平成15年11月21日 (金)                                                                      |
| 選 考 内 容   | 1 筆記試験 (国語 (現代文), 数学 )<br>2 面接                                                       |
| 備 考       | 上の選考において定員に満たない訓練科については、必要に応じ追加選考を行う。                                                |

### ● 家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第 1 項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のと  
おり報告があったので、同条第 4 項により公示する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の<br>種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似<br>患畜の区分 | 発生<br>頭数 | 発 生 場 所 | 発生年月日            | 転 帰                               |
|--------------|-------|-----------------|----------|---------|------------------|-----------------------------------|
| ヨーネ病         | 牛     | 患畜              | 1 頭      | 東茨城郡茨城町 | 平成15年<br>6 月 4 日 | 家畜伝染病<br>予防法第17<br>条の規定に<br>より殺処分 |

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字江向東844番 1 の一部、同番 2 の一部

## 2. 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市市毛1091番地

セイウン開発株式会社

代表取締役 山 崎 清 侃

## 1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字平塚字太夫久保4572番 4 , 同番 7 , 4576番 1 , 同番 4 , 4578番 2 , 4579番 1 , 4580番 1 , 4581番 1 , 同番 2 , 4601番 , 4605番 4

## 2. 事業主の住所及び氏名

埼玉県所沢市林 1 丁目194番地の 4

株式会社オール

代表取締役 青 木 啓 之

## ●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号                 | 指 定 年 月 日    | 申 請 者                                   |                          | 道 路 の 位 置              | 道路の幅員及び延長        |                   |
|----------------------|--------------|-----------------------------------------|--------------------------|------------------------|------------------|-------------------|
|                      |              | 氏 名                                     | 住 所                      |                        | 幅 員              | 延 長               |
| 北総建指令<br><br>第 372 号 | 平成15年 5 月30日 | 株式会社ジ<br>ャパンブラ<br>ンニング<br>代表取締役<br>角田 等 | 西茨城郡友部町八雲<br>1 丁目 9 番25号 | 西茨城郡友部町旭町字<br>旭崎573番 7 | メートル<br><br>4.50 | メートル<br><br>74.00 |

## ●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和43年茨城県規則第49号）第51条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県聴聞規則（平成 6 年茨城県規則第82号）第 9 条の規定により公告する。

平成15年 6 月12日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 草 野 和 之

- 1 聴聞事項 霞ヶ浦北浦海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞
- 2 期 日 平成15年 7 月 2 日 (水)  
午前10時00分から午後 3 時00分まで
- 3 場 所 茨城県土浦市真鍋 5 丁目17番26号  
茨城県土浦合同庁舎 本庁舎 3 F 第 2 会議室

~~~~~

正 誤

平成15年 3 月31日付け茨城県報号外第58号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
22	上から22	第108条 第 1 号	第108条の 2 第 1 号

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)